

令和8年度さいたま市指扇土地区画整理事業  
特 別 会 計 予 算

令和8年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ446,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 負 担 金	1
2 使用料及び手数料		120
	1 手 数 料	120
3 国庫支出金		35,500
	1 国庫補助金	35,500
4 財産収入		800
	1 財産運用収入	800
5 事業収入		1
	1 事業収入	1
6 繰入金		360,575
	1 一般会計繰入金	360,575
7 繰越金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		2
	1 雜 入	2
9 市 債		49,000
	1 市 債	49,000
歳 入 合 計		446,000

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 事 業 費		267, 034
	1 事 業 費	267, 034
2 公 債 費		178, 456
	1 公 債 費	178, 456
3 予 備 費		510
	1 予 備 費	510
歳 出 合 計		446, 000

第2表

## 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
指 土地区画整理事業 扇	49,000	普通貸借 又は 証券発行	5. 0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ の他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。